

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第八十九条第四項の規定により、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがない地域を次のとおり認定します。

令和元年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

認定した地域	認定年月日
吉野郡下北山村の全部の区域	令和元年十一月十二日